

## 稲荷山鉄剣における辛亥年について

吉田修太郎

### はじめに

埼玉稲荷山古墳から出土した金錯銘鉄剣は、辛亥年との年代表現があり、また古墳時代当時に作成された115文字という長文の銘文をもつことから、日本古代史を考える上での一級史料として扱われ、これまでも多くの研究で取り上げられてきた。

銘文にみえる辛亥年については、銘文発見当初においてはその年代を471年とみるのか、もしくは531年とみるのかに分かれ、議論が交わされることがあったが、今現在においては471年説でほぼ定説化している。学校教育の教科書や資料集でも471年説が採用されており、研究面でも議論の余地がないような書き方をしている専門書もみられる。辛亥年=471年説はどのような根拠に立脚し、どこまで断定的にいえるものなのだろうか。

本稿では、471年説の根拠を確認するとともに、531年説など他説についてもその根拠を確認することにしたい。

### 1. 471年説

辛亥年=471年説は、稲荷山鉄剣に言及する論考をみても数多くの研究者によって支持されており、通説的な立場にある<sup>(1)</sup>。主な研究者の見解は表1にまとめたので、ここではそれらの根拠を抽出し、共通する根拠について確認して行きたい。

**【根拠①】**ワカタケル大王は雄略天皇であり、『宋書』倭国伝にみえる倭王武と同一人物である。

銘文上にみえるワカタケル大王は、大王は天皇号以前の天皇の称号であり(井上1978)、またワカタケルとの名称は諱がオホハツセワカタケル(『日本書紀』では大泊瀬幼武天皇、『古事記』では大長谷若建命)と共通することから、雄略天皇である(藤澤1978、篠川1988、杉山1992、上田1998、小林2001、高橋2005、白石2011、利根川2015)。『宋書』倭国伝にみえる倭王武は、ワカタケル(幼武)の「武」をとって名乗ったものであり、同一人物である(井上1978、直木1978、仁藤2012、大平2020)。

**【根拠②】**『日本書紀』における雄略天皇の在位年代、また『古事記』の崩御年代を勘案しても471年はその治世に入る。

雄略天皇の治世は、『日本書紀』によると456~479年となり、『古事記』の崩年干支をとると489年までになるが、辛亥年=471年説はいずれの崩御年代をとっても適合する(井上1978、岸1978、田中1985、平林2021)。また、『宋書』倭国伝によると、478年に倭王武による宋への遣使があり、それは記紀の治世期間の中に入ることと併せ、雄略が478年当時の大王であったことは確かであるので、辛亥年は471年にあたる可能性が高い(篠川1988)。仮に辛亥年を531年とみると、雄略の在位年代があまりにも長くなってしまうことが問題になる(篠川1988)。

また、安康天皇(倭王興)の在位は3年と短命であり(『日本書紀』)、興は大明6年(462)に遣使しており(『宋書』倭国伝)、それからそれほどたないうちに亡くなって倭王武(雄略天皇)が即位したと考えられることから辛亥年は471年である(岸1978・80、篠川1988)。

**【根拠③】** 稲荷山鉄剣が出土した礫塚の埋葬年代は、5世紀後半～6世紀初頭である。

稲荷山古墳の長方形の二重周堀とそれに突出部がつく構造は、5世紀後半～6世紀前半の前方後円墳にみられるものであり、関東における横穴式石室の出現は6世紀前半であって礫塚はそれ以前の埋葬方法である<sup>(2)</sup> (大塚 1983)。また、稲荷山古墳から出土した埴輪や土器、また礫塚から出土した遺物は、次に掲げるように5世紀後半～6世紀初頭の年代観に収まる。

- ・馬具…礫塚から出土した三鈴の鈴杏葉・円環状の雲珠・栗実型の鉸具・辻金具・f字形鏡板付轡は5世紀後半～6世紀初頭のものである(金井塚 1979、大塚 1983、利根川 2015)。
- ・埴輪…B種横ハケは5世紀代の円筒埴輪の特徴であり、それが出土した稲荷山古墳の築造年代は6世紀第1四半期以前になり(増田 1982)、鈴鏡をもつ巫女埴輪は6世紀初頭以前のものである(井上 1978)。
- ・鉄鏃…礫塚から出土した片刃矢式や反りをもった鉄鏃は5世紀後半～6世紀初頭のものである(大塚 1983)。
- ・帯金具…礫塚から出土した鈴がつく帯金具は5世紀後半～6世紀初頭のものである(大塚 1983)。
- ・土器…須恵器(TK47 = 5世紀後半)・土師器(鬼高I式)の年代から、稲荷山古墳の築造は5世紀後半～6世紀前半になる(金井塚 1979、大塚 1983、増田 1982・2002)。稲荷山古墳出土の須恵器・土師器は、FA降下前に作られた鴻巣市新屋敷遺跡出土のものと同様であることから、稲荷山古墳は6世紀初頭以前の築造の可能性が高い(高橋 2005、吉川 2013)。礫塚から出土した須恵器は、MT 15型式の古い時期に比定できるものであり、528年に殺された筑紫君磐井の墓である岩戸山古墳出土須恵器は、MT 15に後続するTK 10型式にあたるものなので、MT 15型式はそれ以前の5世紀末から6世紀第1四半期のものであり、礫塚の埋葬もその年代になる(白石 2011・20)。

以上のように、礫塚の埋葬年代は5世紀後半～6世紀初頭になり、その埋葬年代を考えると辛亥年は471年とみるのが最もふさわしく(藤澤 1978・82、金井塚 1979、鬼頭 1979、原島 1979B、岸 1978・80、大塚 1983、上田 1998、白石 2011・20、森 2013・16、利根川 2015、大橋 2017)、531年まで下げることは困難である。

**【根拠④】** 辛亥年はヲワケが生前鉄剣を保持した期間を加味して年代を決めなければならない。

辛亥年 = 531年説は、ヲワケが生前鉄剣を保持した期間を加えると、礫塚副葬品の年代を5世紀後半～6世紀初頭とみる考古学的な所見とのズレが大きくなり、成り立たない(井上 1978、金井塚 1979、増田 1982、白石 2011・20、平林 2021)。

**【根拠⑤】** 稲荷山鉄剣は熊本県江田船山古墳出土銀象嵌大刀と同時代の遺物である。

稲荷山鉄剣は、江田船山古墳出土銀象嵌大刀の銘文にみられる獲加多支鹵大王(獲□□□鹵大王)、～月中という表現、杖刀人と典曹人(人制)、百練と八十練、奉事の用語など、類似する語句が多くみられることから同時代の遺物である。江田船山古墳の年代は5世紀末から6世紀初めごろと考えられており、その点からみても稲荷山鉄剣の辛亥年は471年とみて問題ない(岸 1978)。

**【根拠⑥】** 稲荷山鉄剣にみられる銘文の人物にはカバネがない。

銘文に登場する系譜の人物には、6・7世紀のヤマト王権を構成する中央豪族のなかの阿倍氏・膳氏などの祖先に相当する人物が多く登場すること、またその人物に付される称号がヒコ・スクネ・ワケであり、6～7世紀の古代豪族が大王との関係から賜与される「カバネ」に該当するものがみられないことから471年説の方が正しい(利根川 2015)。

471年説は、銘文上にみえるワカタケル大王とオオハツセノワカ<sup>4</sup>タケル<sup>4</sup>天皇(雄略天皇)の名称が

共通することから同一視し、さらに『宋書』倭国伝にみえる倭王武も同一人物であるとする（根拠①）。その上で、記紀によると雄略天皇の在位期間が456～479年であり（『古事記』の崩御年は489年）、471年はその期間に入ること、信憑性の高い『宋書』倭国伝でも倭王武が478年に遣使しており、それ以前の即位は確実であることから（根拠②）、辛亥年＝471年であることを主張する。

考古学的な検証でも、稲荷山古墳の墳形が古体を示すとともに横穴式石室を採用していないこと、礫槨出土遺物の年代観は5世紀後半～6世紀初頭であり、その時期の埋葬が考えられるので、辛亥年は471年にすべきとする（根拠③）。考古学的な年代観との関連では、鉄剣はその保持者である礫槨被葬者が生前保持していた期間を考えなければならず、その期間を加味した場合、辛亥年＝531年説は考古学的な年代観とのズレも大きくなり、成立しないことを指摘する（根拠④）。

他にも、江田船山古墳は5世紀末～6世紀初頭の築造とされるが、そこで出土した銀象嵌大刀の表記と類似するので、稲荷山鉄剣は同時代の遺物であり、辛亥年を471年とみるべきとの主張もあり（根拠⑤）、稲荷山鉄剣の銘文では6・7世紀にみられるカバネがないことから、それ以前の年代の遺物で471年とみるべきとの意見もある（根拠⑥）。

以上のように、471年説は文献・考古学の両面でも無理なく説明することができ、最も説得力をもつ学説として多くの研究者に支持されている。

ただし、鬼頭清明氏（1979）が「ワカタケル＝武＝雄略というのは、諸資料の検討の結果としての蓋然性に留まるものであるから、それを根拠に471年とみるのは同じ蓋然性の上に構築された仮説にとどまるものではないだろうか」と述べるように、あくまでも471年説は蓋然性の高い根拠の集合体による説であり、絶対的なものでないことは意識しておくべきである。

## 2. 531年説

次に531年説について見て行きたい。今現在において531年説を支持する研究者は多くなく、銘文発見直後に一定数論じられていた学説である。531年説は、銘文上のワカタケル大王を雄略天皇とみるのか（A説）、欽明天皇とみるのか（B説）、上毛野氏に関係する人物とみるのか（C説）、またはヲワケを武蔵国造の乱の登場人物に結びつける説など（D説）、4つの見解に分かれる。ここでは各説の根拠を確認し、若干の検討を行うことにしたい。

(1) A説：ワカタケル大王は雄略天皇であり、辛亥年は531年である。

当説を説く門脇禎二氏（1979）・斎藤忠氏（1980）・荊木美行氏（2014）の根拠を総合すると次のようになる。

**【根拠①】** 昇明元年（477）の遣使は倭王興によるものであり、471年に武（雄略）は即位していないので辛亥年は531年である。

『宋書』倭国伝では、新王の初遣使による封冊記事が記録される原則がある（南朝に朝貢する他の諸国の傾向をみても同様のことがいえる）（坂元1979）。その原則に従えば、武は遣使して安東大將軍に任じられた昇明2年（478）に倭王に即位したと考えられるのだから、昇明元年に遣使した倭王は興（安康天皇）である。とすれば、471年に武は即位していなかったことになり、辛亥年を531年にする余地が出る（坂元1979、荊木2014）。武の上表文や記紀の所伝から興（安康天皇）の在位は短かったとする見解もあるが、興は大明6年（462）の初遣使後まもなくして亡くなったとみた場合でも、武が上表文を提出する昇明2年（478）までには十数年の歳月が経過しており、短命という所伝には合わない。済（允恭天皇）の在位年代をみると、『宋書』倭国伝は19年、『古事記』は17年、『日本

書紀』は42年としており全く合わず、記紀の所伝や年紀をもとに興の在位期間を推測することはできない。このように興を短命とみなし477年に遣使した倭王でないと言い切ることはできない。

**【根拠②】** 礫槨の年代を6世紀前半の中葉に位置付けることも不可能ではない。

茨城県水海道市羽生町の七塚古墳群の一前方後円墳には粘土槨が検出されているが、副葬品には鉄地金銅の耳環、雲珠などの馬具もあり、6世紀末以後のものと考えられ、礫槨・粘土槨のような埋葬施設も6世紀以後に存続していた可能性も考えられる（斎藤1980）。

礫槨出土の三鈴の鈴杏葉は、他の古墳ではMT15型式からTK10型式、あるいはさらにそれより新しい時期の須恵器に伴う遺物である。そこから礫槨の埋葬が行われた時期は、須恵器の物差しでいうとMT15型式の時期で、5世紀末ないし6世紀初頭という見方が成り立つ。それ以外の副葬品をみると桂甲・鈴杏葉・環鈴・鏡は6世紀に下降するものが多いことから、礫槨の年代を6世紀前半の中葉ぐらいに位置付けることも不可能ではなく、考古学的な見地からも辛亥年を531年と考えることができる（荊木2014）。

**【根拠③】** 銘文は過去形でよむことができ、辛亥年をワカタケル大王の治世下におさめる必要はなく、531年に繰り下げることができる。

銘文は現在形で読まれるが、為政者の名を過去の年代の指標とすることや、宮号を用いた天皇名によって過去を表わす例があることからすると、「ワカタケル大王の寺、シキの宮に在りし時」と、この部分を過去形に理解することもできる。過去形に読むことができれば、辛亥年をワカタケル大王の治世下におさめる必要はなく、531年に繰り下げて理解することもできる（荊木2014）。ヲワケは531年の再度の上京のとき、若かった頃の栄光を回想しつつこれを製作させたのではないか（斎藤1980）。

A説によると、昇明元年（477）に遣使した倭王は興（安康）であり、それまで武（雄略）は即位していないのだから辛亥年は471年ではないとし（根拠①）、鉄剣が出土した礫槨の副葬品には6世紀代にまで下降するものがあるので辛亥年を531年に位置付けることができるとする（根拠②）。そして、銘文は過去形に読むこともできるので（根拠③）、鉄剣はヲワケが531年に過去を振り返って作成したものとする。

次に、この説の根拠に関する若干の検討を行いたい。

**【根拠①について】**

A説根拠①は、477年は倭王興による遣使であり、477年までに倭王武は即位していないのだから辛亥年＝471年はあり得ないとの指摘である。

この指摘については、まず喪の期間を考慮していない点が問題になるのではないだろうか。倭王武の上表文中でも、急に父と兄が亡くなったのでその喪に服していたが、ようやく喪があげたので高句麗攻撃という父兄の志を継ぎたいと述べられている（本稿末尾の関係史料参照）。この内容からすれば、武は一定期間喪に服してから即位したことになるが、477年を興による遣使とした場合、武は477年11月～478年5月の間に即位したことになり、喪に服する期間がなくなるので、やはり477年に遣使した倭王は武とみるべきではないか（原島1978）。

**【根拠②について】**

A説は考古学的な年代観からしても531年とみて問題ないとするが、現段階の考古学的な研究としては礫槨出土遺物の年代を5世紀末～6世紀前半としており、531年説を支持できる状況ではない（471年説根拠③）。また、稲荷山古墳礫槨の埋葬時期を531年にすると、そこから6世紀半ばまでに二子山・鉄砲山・將軍山とたてつづけに大型前方後円墳を築造したことになり、それは一地域政権の人民

徴発力からしても不可能である（増田 2002）。そして鉄剣が作成されてからしばらく威信財として機能した期間を考えると、鉄剣は「辛亥年」よりもだいぶ後に副葬されたことを意味し、考古学的な年代とのズレが大きくなるので、531 年説は成立しないと考える（471 年説根拠④）。

**【根拠③について】**

銘文を過去形で読むことができるというのが、「辛亥年七月中記」と「<sup>4</sup>今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也」が対応し、鉄剣は辛亥年七月中のワカタケル大王（雄略天皇）が斯鬼宮にいる時に作成されたことになるので、過去形で読むことはできない。

以上検討してきたとおり、A説を支持することはできない。

(2) B説：ワカタケル大王は欽明天皇であり、辛亥年は 531 年である。

この説を説く池上巖氏（1979）の根拠は、次の通りである。

**【根拠①】** ワカタケルという名前は固有名詞ではなく一般的な美称（一般名詞的用法）であるため、雄略天皇と決めつけることはできない。

**【根拠②】** ワカタケル大王はその宮を「斯鬼宮」（シキノ宮）といっているのだから、雄略天皇ではなく欽明天皇である。

ワカタケル大王の宮は「斯鬼宮」とされるが、雄略天皇の宮は長谷朝倉宮（＝泊瀬朝倉宮）であり噛み合わない。この宮号の点からもワカタケルを雄略とするわけにはいかない。雄略が河内の志幾（シキ）に行幸したとする伝承があるが、そこに宮があったとの明確な史料的記述も存在しない。朝倉宮が磯城地域に含まれるから斯鬼宮と呼ばれたとする説については、磯城郡の磯城嶋と泊瀬は史料上ははっきりと区別されており（『日本書紀』欽明天皇元年 7 月 14 日、同天皇 31 年 4 月 2 日条）、朝倉宮を斯鬼宮とみるわけにはいかない。斯鬼宮という宮号からすると、欽明天皇の磯城島宮（シキシマノ宮）がふさわしく、ワカタケル大王は欽明天皇の可能性はある。

**【根拠③】** 欽明天皇はワカタケルと呼ばれていた可能性がある。

欽明天皇の国風諡号は天国排開広庭であり、広庭を实名とする説がある。しかし、はっきりと実名が諡号になっているのは、崇峻・推古・皇極・天智の 4 天皇だけなので、この 4 例をもって広庭を欽明の名とみることはできない。推古・天智の例でもわかるように、名が二つも三つもある事例もあるのだから、欽明に「ワカタケル」という名があったとする推測も否定できない。父を継体とする安閑・宣化は共通して「武（タケル）」という呼称があり、安閑・宣化と母が違う欽明は『日本書紀』にも書かれたように、二人の兄と極端に年の違う若い弟であったため、ワカタケルと呼ばれた可能性があるのではないか。

**【根拠④】** 鉄剣は辛亥年（531）2 月の政変（辛亥の変）で欽明天皇即位に大きな役割を果たしたヲワケが記念して作成したものである。

辛亥年を 471 年とすると、なぜ辛亥年の七月に銘文が作成されたのかその背景を説明することができないが、531 年にすれば辛亥の変を受けて作成されたものと自然に位置づけられる。

**【根拠⑤】** 稲荷山古墳の年代としては、考古学的な見地から斎藤忠氏（1979）が 531 年に引き下げてもさしつかえないとしており問題にならない。

B説は、ワカタケルという名称は古代社会において広く使われていた名称であることから、雄略天皇と決めつけることはできないとする（根拠①）。その上で、斯鬼宮と欽明天皇の磯城島宮の宮号の音が共通することから欽明天皇の可能性に触れ（根拠②）、安閑・宣化は「武（タケル）」という呼称があり、欽明はこの二人の兄とは年の離れた弟であったためにワカタケルと呼ばれていたと推測し（根

拠③)、ワカタケル大王を欽明天皇であるとする。鉄剣は531年に欽明天皇が即位するきっかけになった辛亥の変（実際にあったかどうかは議論がある）で活躍したヲワケが作成したものであり（根拠④）、斎藤忠氏（1979）の論考を引用しながら考古学的な年代観としても531年にしても問題ないとし（根拠⑤）、辛亥年を531年に結論付ける。この説は欽明の宮が師木嶋大宮・磯城嶋金刺宮であり、銘文の「斯鬼宮」と直接結びつくところに強みがあるといえる。

次に、この説に関する若干の検討を行いたい。

#### 【根拠①～③について】

この説はワカタケルという名称が古代社会において広く使用されていたために、雄略と決めつけることはできないとするが、その事例を掲示されておらず、推測の域を出ない。特に欽明天皇をワカタケルと記した史料がないという致命的な事実を無視した立論にほかならず、したがうことはできない（佐藤2004）。斯鬼宮についても、雄略の朝倉宮が広義の磯城の地に含まれるとのことで一応説明することができており、銘文に斯鬼宮とあることはワカタケル大王を雄略とみることの支障にはならない。

#### 【根拠④について】

辛亥の変は、『日本書紀』引用の百濟本記に531年（辛亥年）に継体天皇と皇太子が一度に死亡したとする記述があること、継体・安閑・宣化・欽明に至る没年・即位年に書物間（『日本書紀』『上宮聖徳法王帝説』『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』）の混乱（異同）があることから、安閑・宣化朝と欽明朝が並列し、内乱に及んだとの見解である。

しかし、没年・即位年といった紀年の問題から二王朝説を唱えるのは推測の域を出ず、継体天皇の陵墓である今城塚古墳では大規模な埴輪祭祀場が発見されており、死後の祭祀は厳粛に行われたとみられ、内乱を想定できる状況ではなく、辛亥の変は事実であったとはみなしがたい（吉村2010）。よって、辛亥の変を事実とみなし鉄剣作成の背景にすることはできない。

#### 【根拠⑤について】

471年説根拠③及び（1）A説【根拠②について】の検討結果により、辛亥年を531年とする根拠にはできない。

以上のように、B説の根拠はいずれも成り立ちがたいと考えるので当説に従うことはできない。

（3）C説：ワカタケル大王は上毛野氏の人物であり、辛亥年は531年である。

この説を説く鳥辻義徳氏（1979）の根拠は、次のとおりである。

【根拠①】ワカタケルは古代ではありふれた名称であるので、銘文に見えるワカタケル大王は雄略天皇とは限らない。

ワカタケルとは古代ではありふれた名前であるので、ワカタケル大王は雄略天皇とは限らない。また、大王号は角林文雄氏（1978）の分析により、5・6世紀の大王号を王の中の王、王の上に立つ王というような解釈はどこにも見当たらず、天皇の前身的な称号とする根拠はない。この銘文のワカタケル大王を大和にいた雄略天皇とみる確実な根拠はない。

【根拠②】斯鬼宮は栃木県栃木市（旧藤岡町）に存在した。

「斯鬼宮」のシキという地名は、大和以外の河内や関東にもあり、大和の磯城に位置付ける明確な根拠は存在しない。関東の栃木県藤岡町に磯城宮という地名があり、付近に「御門」「御陵台」という地名が存在することから、そこに所在地を求めるべきである。ヲワケは上毛野君に仕えた護衛兵の親衛隊長である。

【根拠③】 稲荷山古墳の築造年代は、6世紀前半である。

稲荷山古墳の年代は、鉄剣が発見される以前の考古学者の見解を尊重するべきであり（辛亥年＝471年という先入観がないので）、甘粕健氏（1970）の6世紀前半という見解に従うべきこと、また雄略天皇と結びつけて解釈する必要がないので、531年とみるべきである。471年説では、稲荷山古墳の築造年代と離れすぎており、問題になる。

C説は、ワカタケルは古代ではありふれた名称であり、「大王」という称号も天皇の前身的な称号とする根拠はないので、銘文のワカタケル大王を雄略天皇と決めつけることはできないとする。（根拠①）。そして、ワカタケル大王が居した斯鬼宮と同音の磯城宮との地名が栃木県栃木市に存在することからそこに結び付け、ワカタケル大王は北関東で勢力をほこった上毛野一族の者であるとし、ヲワケをその親衛隊長と解釈する（根拠②）。辛亥年の年代としては、鉄剣は雄略天皇と結びつける必要がないこと、考古学的な年代が6世紀前半とみなせることから531年説を支持する。

しかし、この説が述べるようにワカタケル大王を上毛野一族者としヲワケをその親衛隊長とすることはできず（吉田2023）、辛亥年を531年とする根拠は考古学的な年代のみである。ただ、その考古学的な年代についても、471年説根拠③にあるように531年前後まで下げることはできないので、C説に従うことはできない。

(4) D説：乎獲居臣は534年に起こった武蔵国造の乱の登場人物なので、辛亥年は531年である。

この説を説く大野晋氏（1978）の根拠は次のとおりである。

【根拠①】 乎獲居臣と武蔵国造の乱に出てくる笠原直使主は同一人物である。

銘文上で登場する「乎獲居臣」（ヲワケオミ）と武蔵国造の乱で出てくる「笠原直使主」（カサハラノアタイオミ）は、その名称の音が共通するので同一人物ではないか。また「加差波余」は「カサハラヤ」と読むことが可能であり、「笠原」（カサハラ）と通じる。銘文の中の個人名には「多加披次獲居」（タカハシワケ）、「多沙鬼獲居」（ササキワケ）のように後世「氏」として使われるものもあり、当初個人名であったカサハラも後にオミなる人物の氏になった可能性があるのではないか。このように考えてよければ「乎獲居臣」は534年に起こった武蔵国造の乱の登場人物であるので、辛亥年は531年とみるべきである。

【根拠②】 稲荷山古墳の遺物は6世紀前半またはそれ以降に供出するものであり、辛亥年を531年と考えることの妨げにはならない。

D説は、「乎獲居臣」（ヲワケオミ）と武蔵国造の乱で出てくる「笠原直使主」（カサハラノアタイオミ）を同一人物とみなし（根拠①）、稲荷山古墳出土遺物の年代も6世紀前半にまで下げるので（根拠②）、辛亥年を531年にすることを主張したものである。

531年に鉄剣を作成した背景としては、武蔵国造の乱で笠原直使主が同族の小杵と国造職を争ったために、天皇家に対する服属と忠誠を表明する必要性があったことを述べる。

次に、この説に対する若干の検討を行いたい。

【根拠①について】

笠原直使主と乎獲居臣を同一人物とする根拠に「オミ」という音が共通することをあげているが、「臣」をオミと読む点については、銘文では名称など日本語の発音を全て字音表記で表現していることからこれはシンと読むべきであり（吉田2023）、オミと呼んで同一人物とする見解の根拠にすることはできない。また、「乎獲居」（ヲワケ）の部分をもどのように解釈するべきなのか言及していない点も問題である。

加えて、辛亥年を531年とするならば、雄略よりも後の清寧・顕宗・仁賢・武烈・継体の5天皇の時代が続いているが、銘文はそのことを言及せず、ことさら雄略のことしか扱っていない点も違和感をもつ。以上のように、説明が足りない点が多くあり、この根拠をもって辛亥年を531年とすることはできない。

#### 【根拠②について】

471年説根拠③及び(1)A説【根拠②について】の検討結果により、辛亥年を531年とする根拠にはならない。

以上の検討からも、D説を支持することはできない。

このように531年説はいずれも成り立たないことを確認してきた。531年説が出された時期をみると1978～80年にかけて出されており、いずれの説も鉄剣が出土した礪波の年代を6世紀前半～半ばに位置付けることができるとの考古学的な所説を根拠にしている。今現在においては、礪波の埋葬時期が5世紀末～6世紀初頭であることがほぼ動かないものになっており、その点からいえば531年説は十分に検討が進んでいない考古学的な見解をもとにした立論であったといえる。当然のことながら今現在において、531年説を支持する研究者がみえないのは、考古学的な研究が進んだことが大きな要因である。

ただ、531年説であげられた根拠の中で477年に遣使した倭王は興であるとの指摘（A説根拠①）については、より詳細に論じたものが近年においても出されており（河内2018）、471年説の立場をとるにしても検討が必要である。

河内氏（2018）は、①讚・珍・濟・興はいずれも初めての遣使で冊封を受けたが、倭王武は478年の遣使で冊封を受けていること（安東大將軍への任命）、②『宋書』倭国伝において初めての叙任は「為」で昇進は「進」と記されるが、478年は「為」とあることから、倭王武は478年が初めての遣使になるので、477年は興による派遣であったことを指摘している。加えて、「武」をタケルと読むのは訓読みであり、5世紀代の出土文字資料（稲荷山鉄剣銘文や江田船山古墳出土大刀銘文）では仮借で人名が記されており、訓読みが成立していたとは考えられないので、「武」をタケルと訓読みし雄略天皇に結びつけることはできないとする。このように河内氏によると二重の点で問題があり、471年説の根拠として『宋書』倭国伝を扱うことについては、なお検討が必要な状況になってきている。

### 3. その他の諸説

最後に、その他の諸説について紹介する。

#### (1) 591年説

591年説を説く宮田俊彦氏（1979）の根拠は次のとおりである。

【根拠①】 銘文書き出しの「辛亥年七月中記」という文言は、山の上碑の書き出し（辛巳歳集月三日記）と酷似することから、鉄剣の作成年代は孝徳天皇の白雉2年（651）まで下がる可能性がある。

【根拠②】 銘文上のヒコ、スクネ、ワケの表音文字は百濟記と同様の文字を採用しており、日本書紀所引の百濟三書は推古朝の遺文と考えられるので、辛亥年は591年（崇峻元年）にするべきである。

【根拠③】 大王の号は、法隆寺金堂薬師仏光背銘に「大王天皇」とあり、これは推古天皇のことである。上宮記下巻に「法大王」、天寿国繡帳銘に「我大王所告世間虚仮唯仏是真」とあり、

ともに聖徳太子のことであって、雄略をワカタケル<sup>4</sup>大王と記していること自体、成立年代が下がることを示している。

【根拠④】雄略の宮号はハツセアサクラであり、宮号にシキがつくのは崇神・欽明の二人だけで、それも銘文の作成年代を下げれば問題にならない。

【根拠⑤】鉄剣の作成時期（雄略）はオホヒコ<sup>4</sup>のときであり、銘文の作成の時期（591年）はヲワケのときで、それぞれ異なるのではないか。

宮田氏は、銘文の文言が6・7世紀代に作成された金石文と類似性があることを指摘して、稲荷山鉄剣の銘文の作成時期（=辛亥年）を591年まで引き下げるものである。また、鉄剣自体は雄略朝の時期で銘文は591年に作成されたとし、鉄剣の製作時期と銘文の作成時期を異なるものと理解するところに特徴がある。

宮田氏の見解は、5世紀末～6世紀初頭とする礫礮の副葬品との年代観のズレも大きく、到底従えるものではない。各根拠をみても、根拠①③で掲げた「～中記」「大王」という表記は江田船山古墳にもみられるので、6世紀後半以降に年代を下げる根拠にはならず、根拠②で指摘されたヒコ・スクネ・ワケの表音文字が推古朝に成立したとされる百濟本記と共通することについては、稲荷山鉄剣の銘文の作成に百濟系渡来人が携わっていることは証明しても年代を下げる理由にはならない。さらにいえば、雄略朝のことを6世紀後半に銘文として刻む理由もよくわからず、宮田氏の見解は成り立ちえないものとする。

## (2) 吉祥説

松本清張氏（1983）によると、記念刀剣は作成した年月日と関係なく、吉祥的な年月日を選んでつけることがあるとし、稲荷山鉄剣の辛亥年も吉祥的なものであり、これをもとに実年代を論じることはできないとする。

しかしながら、この松本氏の見解は吉祥的な意味合いで使用されている辛亥年の事例を示しておらず、推測の域を出ない。

## おわりに

本稿は稲荷山鉄剣にみえる辛亥年について、それにまつわる学説とその根拠を確認してきた。

その結果を簡単に振り返るならば、471年説は文献・考古学両面から無理なく説明することができ、最も有力な学説であることを再確認した。ただし、471年説はあくまでも蓋然性の高い根拠の集合体による学説であることを認識することや、477年に宋に遣使した倭王を武（雄略天皇）とみることができないという指摘について、十分に応えていかなければならないことを確認した。

531年説をはじめとするその他の諸説については、その学説が発表されたタイミングをみても、銘文発見直後かその付近に集中しているように、銘文内容や考古学の年代的な検討が十分に進んでいない段階だからこそ出された見解であり、多くの研究が蓄積されてきた現段階では成り立ちえない学説であることを指摘した。こうした事情からすれば、現在において471年説にほぼ異論が出されない状況にあるのは当然のことであり、先に471年説は蓋然性の高い根拠の集合体による学説と述べたが、ほぼ定説として扱って良いものとする。

このように本稿は定説化している辛亥年=471年説を追認するに過ぎないものとなったが、その根拠を確認することでこれまでの議論を振り返り、稲荷山鉄剣の銘文研究の学説史を認識する上で、少しでも寄与するところがあれば幸いである。

## 註

- (1) 471年説を支持するのは表1の研究者をはじめ、論考の中で詳細な検討はないが、吉田昌氏(1980)、山尾幸久氏(1983)、田中卓氏(1985)、塚口義信氏(1987)、鎌田元一氏(2001)、和田萃氏(2001)、狩野久氏(2003)、吉村武彦氏(2003)、武田佐知子氏(2003)、佐藤長門氏(2004)、東野治之氏(2006)、熊谷公男氏(2011)、田中央生氏(2013)らがいる。
- (2) 重ねて大塚氏(1983)は、礫槨は全体の長さが約6mでその中に入れられたと推測される木棺の長さが約4mとすると、古墳時代前期～中期に移行する時期にみられる細長い木棺という、古い古墳の内部構造の特色をのこしていると言及する。

## 参考文献

- ・甘粕 健 1970「武蔵国造の反乱」『古代の日本 関東』7巻、角川書店
- ・池上 巖 1979「獲加多支鹵大王＝雄略天皇説への疑問」『東アジアの古代文化』19号
- ・荊木美行 2014「稲荷山古墳出土鉄剣銘の再検討」『金石文と古代史料の研究』燃焼社
- ・井上光貞 1978「鉄剣の銘文—五世紀の日本を読む—」『井上光貞著作集』第5巻、岩波書店  
1980「辛亥はやはり四七一年」『辛亥銘鉄剣と埼玉の古墳群 増補版』読売新聞社浦和支局
- ・上田正昭 1998「辛亥銘鉄剣の意義」『古代国家と東アジア 第2巻』角川書店
- ・大野 晋 1978「天皇家への献上の刀か」『鉄剣銘文で再論』『辛亥銘鉄剣と埼玉の古墳群 増補版』読売新聞社浦和支局
- ・大塚初重 1983「辛亥銘鉄剣と金石文」『辛亥銘鉄剣と金石文』(総合討論での発言) 埼玉県  
2001「鉄剣研究三〇年の歩み」『稲荷山鉄剣を見直す』学生社
- ・大橋信弥 2017「阿倍氏と稲荷山古墳出土鉄剣銘—大彦命の原像を求めて—」『阿倍氏の研究』雄山閣
- ・大平 聡 2020「ワカタケル—倭の五王の到達点」『日本古代の王権と国家』青史出版
- ・角林文雄 1978「天皇号論」『ヒストリア』80号
- ・金井塚良一 1979「辛亥銘鉄剣をめぐる」『埼玉民衆史研究』5号
- ・門脇禎二 1979「まず地域史から考える—新発見の直刀銘文について」『歴史と人物』89号
- ・鎌田元一 2001「部民制の構造と展開」『律令公民制の研究』塙書房
- ・狩野 久 2003「稲荷山鉄剣銘をどう読むか」『ワカタケル大王とその時代』山川出版社
- ・岸 俊男 1978「稲荷山古墳出土鉄剣銘の解説」『遺跡・遺物と古代史学』吉川弘文館  
1980「万葉歌からみた新しい遺物・遺跡—稲荷山鉄剣銘と太安万侶墓—」『日本古代の国家と宗教 上巻』吉川弘文館
- ・鬼頭清明 1979「鉄剣が語る古代史の真実」『文化評論』213号
- ・熊谷公男 2011「古代史からみた古墳時代—稲荷山鉄剣銘を読みなおす—」『季刊考古学』117号
- ・河内春人 2018『倭の五王』中央公論新社
- ・小林敏男 2001「115文字の銘文が語る古代東国とヤマト王権」『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』学生社
- ・斎藤 忠 1979『シンポジウム 鉄剣の謎と古代日本』新潮社  
1980「日本考古学および古代史上における稲荷山古墳の問題点」『稲荷山古墳と埼玉古墳群』三一書房
- ・坂元義種 1979「倭の五王の時代—東アジアと古代日本」『歴史と人物』89号
- ・佐藤長門 2004「有銘刀剣の下賜・顕彰」『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館
- ・篠川 賢 1988「鉄刀銘の世界」『古代を考える 雄略天皇とその時代』吉川弘文館
- ・鳥辻義徳 1979「稲荷山鉄剣は何を証明したか」『東アジアの古代文化』19号
- ・白石太一郎 2011「五世紀の有銘刀剣」『古墳と古墳時代の文化』塙書房  
2020「埼玉古墳群とヤマト王権—稲荷山古墳鉄剣銘文が語るもの」『埼玉県立史跡の博物館紀要』13号
- ・杉山晋作 1992「有銘鉄剣にみる東国豪族とヤマト王権」『新版 古代の日本 関東』8巻、角川書店
- ・高橋一夫 2005『鉄剣銘—一五文字の謎に迫る 埼玉古墳群』新泉社
- ・武田佐知子 2003「王権と衣服」『ワカタケル大王とその時代』山川出版社
- ・田中 卓 1985「稲荷山古墳出土の刀銘について」『邪馬台国と稲荷山刀銘 田中卓著作集3』国書刊行会
- ・田中央生 2013「倭の五王と列島支配」『岩波講座 日本歴史 原始・古代1』第1巻、岩波書店
- ・塚口義信 1987「初期大和政権とオホビコの伝承」『日本書紀研究』14冊
- ・東野治之 2006「七世紀以前の金石文」『列島の古代史 ひと・もの・こと 6 言語と文字』岩波書店

- ・利根川章彦 2015 「稲荷山古墳と武蔵の政権」『歴史読本』60 - 1、新人物往来社
- ・原島礼二 1978 「稲荷山古墳鉄剣銘研究の問題点」『辛亥銘鉄剣と埼玉の古墳群 増補版』読売新聞社浦和支局  
1979A 「稲荷山古墳出土鉄剣銘文について」『埼玉民衆史研究』5号  
1979B 「銘文の語る武蔵」『歴史と人物』89号
- ・平林章仁 2021 「埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘文から描く雄略天皇とその時代」『雄略天皇の古代史』志学社
- ・藤澤一夫 1978 「稲荷山鉄剣の金象嵌銘—その読みと解と—」『古代研究』16号  
1982 「埼玉稲荷山墓鉄剣の金錯銘」『考古学ジャーナル』201号
- ・直木孝次郎 1978 「稲荷山古墳出土鉄剣銘の問題点」『古代研究』16号  
1979 「古代ヤマト政権と鉄剣銘」『歴史と人物』89号
- ・仁藤敦史 2012 「「辛亥」銘鉄剣と「武蔵国造の乱」」『古代王権と支配構造』吉川弘文館
- ・増田逸朗 1982 「辛亥銘鉄剣出土古墳の概要と埼玉古墳群」『考古学ジャーナル』201号  
2002 「辛亥銘鉄剣と武蔵国造—乎獲居臣と笠原直使主—」『古代王権と武蔵国の考古学』慶友社
- ・松本清張 1983 「辛亥銘鉄剣の一仮説」『新編埼玉県史 別冊 辛亥銘鉄剣と金石文』埼玉県
- ・宮田俊彦 1979 「稲荷山古墳剣の辛亥年は五九一年ではどうであろうか」『日本歴史』373号
- ・森 公章 2013 「倭の五王とその時代」『古代豪族と武士の誕生』吉川弘文館  
2016 「稲荷山鉄剣銘の衝撃」『騎馬文化と古代のイノベーション』角川文化振興財団
- ・山尾幸久 1983 「稲荷山古墳出土鉄剣の銘文」『日本古代王権形成史論』岩波書店
- ・吉川敏子 2013 「稲荷山鉄剣銘の系譜の氏族」『氏と家の古代史』塙書房
- ・吉田修太郎 2023 「稲荷山鉄剣の銘文に関する一考察—乎獲居臣をめぐる諸問題を中心に—」『埼玉県立史跡の博物館 紀要』16号
- ・吉村武彦 2003 「ワカタケル王と杖刀人首ヲワケ」『ワカタケル大王とその時代』山川出版社  
2010 『ヤマト王権 シリーズ日本古代史②』岩波書店
- ・吉田 昌 1980 「稲荷山古墳出土鉄剣銘に関する一考察」『日本古代の国家と宗教 下巻』吉川弘文館
- ・和田 萃 2001 「ヲワケ臣とワカタケル大王」『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』学生社

## 《関係史料》

### ○稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘文

【表】 辛亥年七月中記。乎獲居臣、上祖名意富比埜、其兒多加利足尼、其兒名豆已加利獲居、其兒名多加披次獲居、其兒名多沙鬼獲居、其兒名半豆比、

【裏】 其兒名加差披余、其兒名乎獲居臣。世々為杖刀人首、奉事来至今。獲加多支鹵大王寺、在斯鬼宮時、吾左治天下、令作此百練利刀、記吾奉事根原也。

### ○江田船山古墳出土大刀銀象嵌銘文

治天下獲□□□鹵大王世、奉事典曹人、名无□（利カ）豆、八月中、用大鉄釜、并四尺廷刀、八十練□（九カ）十振。三寸上好利刀。服此刀者、長寿子孫洋々、得□恩也。不失其所統。作刀者、名伊太和、書者張安也。

### ○『宋書』孝武帝本紀

（大明4年（460）12月丁未）倭国遣使献方物。

（大明6年（462）3月）壬寅、以倭国王世子興為安東將軍。

### ○『宋書』順帝本紀

（昇明元年（477））冬十一月己酉、倭国遣使献方物。

（昇明2年（478））五月戊午、倭国王武遣使献方物、以武為安東大將軍。

○『宋書』夷蛮伝倭国条（倭国伝）

倭国在高麗東南大海中、世修貢職。高祖永初二年、詔曰、「倭讚万里修貢、遠誠宜甄、可賜除授。」太祖元嘉二年、讚又遣司馬曹達奉表獻方物。讚死、弟珍立、遣使貢獻。自称使持節・都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭国王。表求除正、詔除安東將軍・倭国王。珍又求除正倭隋等十三人平西・征虜・冠軍・輔国將軍号、詔並聽。二十年、倭国王濟遣使奉獻、復以為安東將軍・倭国王。二十八年、加使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事・安東將軍如故。并除所上二十三人軍郡。濟死、世子興遣使貢獻。世祖大明六年、詔曰、「倭王世子興、奕世載忠、作藩外海、稟化寧境、恭修貢職。新嗣辺業、宜授爵号、可安東將軍・倭国王。」興死、弟武立、自称使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七国諸軍事・安東大將軍・倭国王。順帝昇明二年、遣使上表曰、「封国偏遠、作藩于外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處。東征毛人五十五国、西服衆夷六十六国、渡平海北九十五国、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不愆于歲。臣雖下愚、忝胤先緒、驅率所統、焜崇天極、道逕百濟、裝治船舫、而句驪無道、凶欲見吞、掠抄辺隸、虔劉不已、每致稽滯、以失良風。雖曰進路、或通或不。臣亡考濟突忿寇讐、壅塞天路、控弦百万、義声感激、方欲大举、奄喪父兄、使垂成之功、不獲一簣。居在諒闇、不動兵甲、是以偃息未捷。至今欲練甲治兵、申父兄之志、義士虎賁、文武效功、白刃交前、亦所不顧。若以帝德覆載、摧此強敵、克靖方難、無替前功。窃自假開府儀同三司、其余咸假授、以勤忠節。」詔除武使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王。

## 表1 辛亥年に関する主な学説とその根拠

	研究者名 (発表年)	各研究者の見解
471年説	井上光貞 1978・80	①辛亥年を考える上では、鉄剣以外の礫槨の副葬品が鍵になる。考古学者の論文・概報での言及を総合して考えると、礫槨の年代は6世紀初頭以前が妥当である。その理由としては、礫槨という埋葬方法であること、また礫槨から出土した三環鈴・鈴杏葉などの馬具の年代は、畿内では5世紀末を降ることができず、中央から離れた関東という特殊性を考慮したときにはじめて6世紀初頭に降り得る。画文帯神獸鏡や、古墳の周湟から出た鈴鏡をもつ巫女埴輪や、古墳出土の須恵器などもこの年代観を支持する。②鉄剣が辛亥年に作られてから埋められるまでに一定期間あったことを考えると、辛亥年+X年（ワケが鉄剣を生前保持した期間）となり、考古学的な年代観が6世紀初頭であることから471年とみるのが妥当である。③ワカタケル大王は、大王号が天皇号以前の天皇の称号であること、また5世紀後半ごろに在位し大長谷若健（『古事記』）（オオハツセノワカタケル）と諱が共通することから雄略天皇である。
	直木孝次郎 1978・79	①ワカタケル大王は雄略天皇で、『宋書』倭国伝にみえる倭王武である。②倭王武が宋に遣使したのは順帝の昇明2年（478）で、武の兄の倭王興（安康天皇）が宋の孝武帝に遣使した大明6年は462年になる。安康天皇の在位期間は3年と伝えられており、宋への遣使からそれほど経たないうちに亡くなり、雄略天皇が即位したと考えると、辛亥年は471年が妥当である。
	藤澤一夫 1978・82	礫槨出土遺物の年代観や、ワカタケル大王は雄略天皇でその即位年からしても471年が妥当である。
	金井塚良一 1979	①稲荷山古墳前方部出土の須恵器（昭和13年出土）は、TK23か47で5世紀後半の年代のものである。供出した土師器も鬼高I式土器であり、この土器型式は埼玉県では5世紀の遺跡から出土した例はなく、6世紀初頭の遺跡から出土している。この点からも稲荷山古墳の築造は6世紀初頭であり、さかのぼっても西暦500年前後の築造と考えられる。粘土槨は稲荷山古墳が築造されたときにつくられた埋葬施設なので、礫槨はそれ以降20～30年の間に築造されたと推定される。②礫槨の副葬品である辻金具・環鈴・鈴杏葉等の馬具類は6世紀前半の古墳から出土する遺物であるが、6世紀前半でもそれほど降った時期にはならない。せいぜい、520年かおくても530年頃までにはつくられていたと考えられる。この年代観をもとに辛亥年を考えると、鉄剣が作成されてすぐに埋められる可能性は考えにくいので、471年の可能性の方が高いのではないかと。
	鬼頭清明 1979	①稲荷山古墳出土遺物の年代観は、5世紀末～6世紀初頭である。その枠の中で考えると、辛亥年は471年である蓋然性が高い。②ただし、ワカタケル=武=雄略というのは、諸資料の検討の結果としての蓋然性に留まるものであるから、471年説は仮説の域にとどまるものである。③『書記』は雄略のオオハツセワカタケルに相当する名前を欽明・安閑・宣化三代については記しておらず、欽明の生前の名がワカタケルではないという証拠はどこにもなく、471年説は531年説の可能性を閉ざすほど強固なものではない。
	原島礼二 1979B	稲荷山古墳の年代は6世紀前半でも前半期に近い方であるため、531年とみるのはやはり厳しく、471年の可能性が高い。
	岸俊男 1978・80	①ワカタケル大王は雄略天皇である。そして「吾」＝「ワケ」が、「今」、ワカタケル大王の宮がシキにあるとき、祖先以来の伝統に従ってその統治を助け、記念としてこの刀をつくり銘文を刻んだが、時に辛亥年七月と解釈できる。つまり、辛亥年七月＝今＝雄略治世＝作刀刻銘とみて、全てが同一時点であると考えられるので、辛亥年を雄略治世と切り離して531年にあてる考えはとれない。②ワカタケル大王を雄略天皇とみた場合、『日本書紀』がその治世を456～479年とするのはともかくとして、『宋書』倭国伝にみえる倭王武の遣使上表が順帝の昇明2年（478）であり、その前の倭王興（安康天皇）は462年の遣使以後間もなく死んだと推定できるので、471年をこの場合の「辛亥年」に比定すれば、雄略天皇の治世に入ることは確実である。③471年は鉄剣が出土した稲荷山古墳の礫槨の時期を、他の副葬品から5世紀末から6世紀前半までとする考古学的な年代観とも矛盾はない。④熊本県江田船山古墳出土銀象嵌大刀の銘文には、ワカタケル大王という表記など類似する語句がみられるが（～月中、杖刀人と典曹人、百練と八十練、奉事）、江田船山古墳の年代は5世紀末から6世紀初めごろと考えられており、その点からみても稲荷山鉄剣の辛亥年は471年とみて問題ない。
	田中卓 1985	ワカタケル大王は雄略天皇に比定でき、雄略天皇の治世は『日本書紀』によると456～479年までで、『古事記』の崩年干支をとると489年までであるが、いずれも適合する471年説が有力である。

# 471年説

<p>篠川賢 1988</p>	<p>①ワカタケル大王は雄略天皇（倭王武）であり、『日本書紀』によると雄略の治世は、456～479年までとされており、これをそのまま信用できないが、『宋書』にも倭王武による478年の遣使記事があり、478年当時の大王であったことは確かであるので辛亥年は471年である。②531年説は銘文全体が現在形で読まれるべきであり、478年～531年までを同一の大王の治世とすることは困難であることから、成立しない。③欽明天皇の宮が師木嶋大宮・磯城嶋金刺宮であり、銘文の「斯鬼宮」と音が共通することからワカタケル大王を欽明天皇とする説があるが、欽明の名は天国押波流岐広庭・天国排開広庭でワカタケルと結びつかない。また、「斯鬼宮」についても雄略の朝倉宮が広義の磯城の地に含まれること、また『古事記』の所伝には河内の志紀の地との関係を示すものがあることから、ワカタケル大王を雄略とみて銘文に斯鬼宮とあってもそれは支障にはならない。④磯槨の副葬品の年代は、5世紀末～6世紀前半と推定されており、鉄剣が作られてから副葬されるまでの時間を考慮に入れると、531年とするには無理がある。⑤『宋書』倭国伝に関する坂元氏の指摘（477年に遣使した倭王は興であり、471年に武（雄略）はまだ即位していない）については、『宋書』倭国伝には478年の遣使を武による最初の遣使と明記されているわけではなく、興によると明記された遣使は462年のものであり、『日本書紀』に興（安康）の在位年数を3年という短い期間を伝えていることを考えると、477年の遣使も武による遣使とみる方が良く、471年説を妨げる根拠にはならない。</p>
<p>杉山晋作 1992</p>	<p>ワカタケル大王は雄略天皇であるから、辛亥年は471年である。</p>
<p>上田正昭 1998</p>	<p>①辛亥年は稲荷山古墳の築造年代からいっても、またワカタケルは大王にかかる名称であり大泊瀬幼武とよばれた雄略天皇を指すことから、471年説が正しい。②銘文のワカタケル大王を安康大王とする説もあったが、古典の伝承名とは符合しない。『宋書』夷蛮伝倭国条には、昇明2年（478）に倭王武が「使を遣わして上表」した有名な記事があり、これを即位に伴う遣使とすると、それ以前は安康の治世となり、ワカタケル大王は安康になる。ただし、昇明2年は倭王武の遣使上表の年であって、478年が倭王武の即位年であったとは断定できない。</p>
<p>大塚初重 1983</p>	<p>①稲荷山古墳出土の須恵器（TK47）・土師器（鬼高Ⅰ式）の年代から、稲荷山古墳の築造は5世紀後半～6世紀前半になる。②稲荷山古墳の長方形の二重周堀・突出部がつく構造は、5世紀後半～6世紀前半の前方後円墳である。磯槨は全体が約6m、中に入れられたと推測される木棺の長さが約4mとすると、古墳時代前期～中期に移行する時期にみられる細長い木棺という、古い古墳の内部構造の特色をのこしている。副葬品についても、5世紀後半～6世紀初頭の特徴をもっている（埴輪・鈴付き帯金具、片刃矢式の鉄鏃、あるいは返りをもった鉄鏃、馬具の三鈴の鈴杏葉、円環状の雲珠、栗実型の鉸具や轡鏡板）。③磯槨の年代は5世紀後半～6世紀前半で西暦500年前後になり、531年以降まで下げることは難しい。関東における横穴式石室の出現が6世紀前半であることを踏まえれば、稲荷山古墳はそれ以前の埋葬形態であるため、471年とみた方が良い。</p>
<p>小林敏男 2001</p>	<p>ワカタケル大王は雄略天皇であることから、471年説をとるべきである。</p>
<p>増田逸郎 1982</p>	<p>①磯槨副葬品としては、比較的新しい要素と考えられる遺物に鈴杏葉・方形辻金具・壺鎧・鞍橋金具・鞍などがあるが、6世紀中ごろ以降の遺物と限定することは、現在の考古学の水準では不可能であり、第1・2主体部共に5世紀第4四半期から6世紀初頭の第1四半期中に副葬されたものと結論付けられる。②B種横ハケは5世紀代の円筒埴輪の特徴であり、それが出土した稲荷山古墳の築造年代は6世紀第1四半期以前になる。③稲荷山古墳東側くれ部から出土した須恵器は、TK47の古い段階のものであり、5世紀末から6世紀初頭に位置付けることができ、また土師器壺形土器は鬼高Ⅰ式土器よりも古い様相を呈しているため、須恵器と同様の年代観が与えられる。④以上の点から、稲荷山古墳の構築年代は、5世紀末～6世紀初頭に位置付けて異論のないものとする。この年代観から考えると辛亥年は471年であり、ワワケは杖刀人として20代・30代の壮年時に大王に仕え、5世紀末には老齢期を迎えて稲荷山古墳に埋葬されたものと考えられる。</p>

# 471年説

<p>増田逸郎 2002</p>	<p>① 531年説では、鉄剣を作成直後に礫槨に副葬した場合でもこれを上限とし、鉄剣を製作した目的を社会に機能させるため彼自身が数年間保持していたとすると、埋葬時を6世紀第Ⅱ四半期の後葉に想定しなければならない。礫槨被葬者はヲワケではなく、鉄剣は下賜されたものであるからヲワケが杖刀人首として活躍した期間や、礫槨被葬者の生存期間を配慮しなければならない。上記二つの期間を仮に20年と想定した場合にしても、550年前後の埋納が予想される。須恵器としては、TK 10型式古に当たるが、稲荷山古墳の遺物では、その時期のものは出土していない。礫槨の副葬品には、6世紀中葉に下るものではなく、考古学の立場からは531年説は支持できない。②稲荷山古墳の埋葬時期を531年にすると、そこから6世紀半ばまでに二子山・鉄砲山・將軍山とたてつづけに大型前方後円墳を築造したことになり、それは一地域政権の人民徴発力からしても不可能である。③雄略大王(武)の在位期間は『日本書紀』によれば456～480年であり、『宋書』倭国伝によれば大明6年(462)「興、死して弟武立つ」とあり、「済」を460年頃までとすると、安康「興」の在位3年という説も成り立つ。『梁書』武帝本紀によると、雄略は502年頃までの在位とされるが、いずれの説をとるにせよ、471年の在位はこの間におさまることからも、辛亥年は471年にすべきである。</p>
<p>佐藤長門 2004</p>	<p>①篠川氏(1988)の見解通り、471年とみるべきである。②鉄剣は作成されてからしばらく威信財として機能したはずであるので、それは鉄剣が「辛亥年」よりもだいぶあとに副葬されたことを意味する。531年では礫槨の築造年代を5世紀末から6世紀初頭とみる考古学的な知見と齟齬をきたす可能性が大きいことも問題である。③「斯鬼宮」(シキノ宮)という宮号からワカタケルを欽明天皇とする説もあるが、それは欽明の実名をワカタケルと記した史料がないという致命的な事実を無視した立論にほかならず、したがうことはできない。</p>
<p>高橋一夫 2005</p>	<p>ワカタケル大王は雄略天皇であるので、471年説をとるべきである。</p>
<p>白石太一郎 2011・20</p>	<p>①ワカタケル大王が雄略天皇であること、泊瀬朝倉宮が磯城の地にあること、倭王武は雄略天皇であることに異論がないので、辛亥年が471年にあたることは確実とみられる。古墳を6世紀中葉に求める説は、こうした文献史料の一致点を否定してまで主張し得るほどの根拠をもっていない。②礫槨出土遺物であるf字形鏡板付轡は、5世紀後半に盛んに用いられた型式の轡である。また、同じく出土した馬具の鈴杏葉の型式(三鈴)は、須恵器のMT 15型式の古い時期に比定しうるものであり、その暦年代は一般に6世紀前半でも早い時期に求められるものである。礫槨の年代は6世紀の前半でも早い時期になる。③528年に殺された筑紫君磐井の墓である可能性が高い岩戸山古墳の墳丘出土須恵器は、MT 15に後続するTK 10型式に併行するものであることも、MT 15型式を5世紀末から6世紀第Ⅰ四半期と想定する私見を裏付ける。稲荷山古墳の造営はTK 47型式の5世紀第Ⅳ四半期であり、礫槨の埋葬が行われたのは5世紀末葉になる。④鉄剣はこれを副葬していた礫槨の被葬者が生前手に入れたものを死後に副葬したと考えるのが最も妥当性の高い推論である。被葬者が最も活躍した時代にこの剣を入手し、その死とともに副葬したとすれば、20年程度である可能性が高い。とすればこの礫槨の埋葬が行われた時期は490年前後となる。</p>
<p>仁藤敦史 2012</p>	<p>ワカタケル大王と記紀の雄略天皇、『宋書』にみえる倭王武が同一人物であることから辛亥年は471年である。</p>
<p>吉川敏子 2013</p>	<p>5世紀末という稲荷山古墳の築造年代からも(須恵器の編年、榛名山の火山灰との関係)、辛亥年は471年とみるべきである。</p>
<p>森公章 2013・16</p>	<p>稲荷山古墳の築造年代からも、辛亥年は471年とみるべきである。</p>

471年説

<p>利根川章彦 2015</p>	<p>①銘文に登場する系譜の人物が6・7世紀のヤマト王権を構成する中央豪族のなかの阿倍氏・膳氏などの祖先に相当する人物を多く含んでいること、人物に付される称号がヒコ・スクネ・ワケで、6～7世紀の古代豪族が大王との関係から名付けられる「カバネ」に該当するものではないこと、ワケが奉事した人物がワカタケル大王であって雄略天皇と考えられることから、辛亥年は471年とみることができる。②礫槨の副葬品では、甲冑は6世紀以降に盛行する桂甲であるが、馬具のf字形鏡板付轡は、5世紀後半の製品と考えられ、鈴杏葉は剣菱形杏葉の突起部に鈴が取りついたもので、6世紀以降に多いものである。また、剣1本・大刀4本出土しているが、6世紀前半は大刀の方が一般化しており、剣は武器の主流ではない。そのことからすれば、大刀は5世紀末から6世紀初頭に手に入れた副葬品であり、稲荷山鉄剣は剣であるように被葬者が生きた時代の前半である5世紀に手に入れたものである可能性が高い。副葬品には5世紀末から6世紀初頭頃のもの、5世紀後半のやや古い時期のもの、2段階考えることができる。被葬者が若いころから保持していたものと、死ぬ少し前に中央政権から賜与されたもの、という時間差を考えることができ、新旧2段階の副葬品の年代からも礫槨の年代の下限は西暦500年ごろと考えられる。このような礫槨の副葬品の分析からも辛亥年は531年とみることができない。</p>
<p>大橋信弥 2017</p>	<p>考古資料によって471年説がほぼ通説化しており、それに従いたい。</p>
<p>大平聡 2020</p>	<p>銘文上のワカタケルはオオハツセワカタケルと記される雄略天皇とみて間違いなく、昇明2年(478)に宋に遣使した武と同一人物であることから、辛亥年は471年である。</p>
<p>平林章仁 2021</p>	<p>①辛亥年を531年にあてる向きもあったが、鉄剣に銘文が刻まれてから稲荷山古墳に副葬されるまでの時間の経過を考慮すれば、471年にあてるのが妥当である。②『日本書紀』によると雄略天皇の在位は23年であり、479年に亡くなっている(雄略天皇元年は丁酉で457年にあたるが、雄略天皇の即位は前年11月甲子とあるため456年に即位していた)。『古事記』は即位年や在位期間の記載はないが、その死去について「己巳年八月九日崩りましぬ」という分注があって己巳は489年になり、日本書紀の死亡年と10年のずれがある。この文注は太安万侶が加えたものである可能性があり、何らかの史料的根拠が存在した可能性がある。雄略は長くても480年代には亡くなっていた可能性があり、471年は雄略天皇の治世期間とも一致する。③『宋書』倭国伝によると、421年～478年にかけて賛・珍・済・興・武という倭の五王が遣使している。462年に遣使した興は安康天皇であること、478年に遣使した武が雄略であることは確実である。477年に遣使した倭王の名前ははっきりしないが、雄略であった可能性が高い。『宋書』倭国伝から日本書紀が即位した年とする457年は、462年に興が遣使していることからいまだに雄略の天皇の治世ではなかったことが知られる。460年に遣使した倭王が興であるとすれば、その在位期間は3年と短命であるはずなので雄略の即位は463年ごろで、在位が20数年ということであれば、480年頃までに亡くなったと推察される。雄略の治世下の辛亥年とは471年となる。</p>
<p>大野晋 1978</p>	<p>①「加差波余」は「カサハヤ」と読むことが可能である。「加差波余」は安閑元年条に登場する「笠原直使主」と対応する。安閑元年は太歳甲寅で、534年となる。②「笠原直使主」の「使主」はオミと読み、「乎獲居臣」の「臣」(オミ)と文字は異なるが、音は共通する。「使主」と「臣」が一致するから「笠原直使主」と銘文の「乎獲居臣」は同一人物ではないか。③銘文の中にはタカハシ、ササキのように後世「氏」として使われるもの、タカリヤハテヒは「田心命」「膳臣巴提便」のように個人名に使われるものがある。これを見てもわかるように、氏と名を区別する氏姓制度は東国で成立・完成していない。したがって、ここのカサハヤ(カサハラ)も、当時は個人名であったかもしれないが、後にオミなる人物の「氏」とされたことは考えられる。④このように銘文上の人物と武蔵国造の乱の登場人物が一致することからも辛亥年は531年であり、この年に作剣した理由としては、オミが敵のヲキと国造職を争っていたために、天皇家に対する服属と忠誠を表明する必要があったからである。この剣は、「武蔵国造、笠原直使主」が天皇に奉るためにつくったものである。⑤稲荷山古墳の遺物は、6世紀前半またはそれ以降に供出する遺物であり、辛亥年を531年と考えることの妨げにはならない。</p>
<p>門脇禎二 1979</p>	<p>礫槨の年代が6世紀とされることからいけば、辛亥年は531年になる。</p>

531年説

<p>高辻義徳 1979</p>	<p>①ワカタケルとは古代ではありふれた名前であるので、ワカタケル大王は雄略天皇とは限らない。大王号は角林文雄氏（1978）の分析により、5・6世紀の大王号を王の中の王、王の上に立つ王というような解釈はどこにも見当たらず、天皇の前身的な称号とする根拠はない。こうしてみると、この銘文のワカタケル大王を大和にいた雄略天皇とみる確実な根拠はない。ワワケは上毛野君に仕えた護衛兵の親衛隊長である。②「斯鬼宮」のシキという地名は、大和以外の河内や関東にもあり、大和の磯城に位置付ける明確な根拠は存在しない。関東の栃木県藤岡町に磯城宮という地名があり、付近に「御門」「御陵台」という地名が存在することから、そこに結びつけるべきである。③稲荷山古墳の年代は、鉄剣が発見される以前の考古学者の見解を尊重するべきで（辛亥年＝471年という先入観がないので）、甘粕健氏（1970）の6世紀前半という見解を尊重すべきこと、また雄略天皇と結びつけて解釈する必要がないので、531年とみるべきと考え。471年説では、稲荷山古墳の築造年代と離れすぎており、問題になる。</p>
<p>池上巖 1979</p>	<p>①ワカタケルという名前は一般的な美称であり、このワカタケルを雄略と決めつけることはできない。②ワカタケル大王の宮は「斯鬼宮」とあるが、雄略天皇の宮は大和の長谷朝倉宮（＝泊瀬朝倉宮）であり噛み合わない。この宮号の点からもワカタケルを雄略とするわけにはいかない。河内の志幾に明確な宮があったという史料的記述もなく、そこに結びつけるわけにもいかない。朝倉宮は磯城地域に含まれるから斯鬼宮と呼ばれたとする説については、磯城郡の磯城嶋と泊瀬は史料上ははっきりと区別されており（『日本書紀』欽明天皇元年7月14日、同天皇31年4月2日条）、泊瀬は磯城とは違う地域である。斯鬼宮を朝倉宮とみるわけにはいかない。③ワカタケル大王は雄略ではなく、斯鬼宮（シキ）という宮号を考えると、磯城島宮に在した欽明天皇であり、『上宮聖徳法王帝説』によると即位年は辛亥年（531年）としており、銘文上の辛亥年も531年ではないか。④ワカタケル大王を欽明とみると、欽明の国風諡号である天國排開広庭天皇と違いすぎるのが問題とされるが、ワカタケル大王という可能性もあり得る。広庭を名称とする説があるが、はっきりと名が諡号になっているのは崇峻・推古・皇極・天智の4天皇だけなので、この4例をもって欽明の名と位置付けることはできない。推古・天智の例でもわかるように、名が二つも三つもあったのだから、欽明に「ワカタケル」という名があったとする推測を否定できず、ワカタケル大王を欽明に比定することは不可能ではない。⑤父を継体とする安閑・宣化は共通して「武（タケル）」という呼称があり、安閑・宣化と母が違う欽明は『日本書紀』にも書かれていたように二人の兄と極端に年の違う若い弟であったため、ワカタケルと呼ばれていたのではないか。⑥鉄剣は辛亥年（531）2月の政変（辛亥の変）で欽明即位に大きな役割を果たしたワワケ臣が記念して作成したものではないか。辛亥年を471年とすると、なぜ辛亥年の七月に銘文が作成されたのか説明することはできず、531年にすれば辛亥の変を受けて作成されたものと自然に位置づけられる。⑦考古学的な見地からの稲荷山古墳の年代としても、斎藤忠氏（1979）が531年に引き下げてもさしつかえないとしており、辛亥年を531年とみることも可能である。</p>
<p>斎藤忠 1980</p>	<p>①稲荷山古墳から出土した桂甲・鈴杏葉・環鈴・鏡を、他の古墳から出土したものを比較すると、6世紀に下降するものが多い。礫槨、粘土槨のような埋葬施設も6世紀以後も続けて造られていた可能性も考えられる。茨城県水海道市羽生町の七塚古墳群の一前方後円墳には粘土槨が検出されているが、副葬品には鉄地金銅の耳環、雲珠などの馬具もあり、6世紀末以後のものと考えられる。礫槨の年代は6世紀前半の中葉ぐらいに位置付けることも可能であり、531年と考えることもできる。②ワカタケル大王は雄略とみなせるが、その崩御年代については『日本書紀』は己未年で479年であり、『古事記』は己巳年に489年とある。『梁書』『武帝本紀』には梁の天監元年（502）に武帝が鎮東大將軍倭王武に対して進号し、征東將軍にしたとある。倭王武が雄略天皇とすると、502年の進号は崩御のあととみられる。ただし『日本書紀』の没年代にすると、502年から遠くなりすぎるので、古事記の没年代を採用するべきである。③ワワケは531年の再度の上京のとき、若かった頃の栄光を回想しつつ鉄剣を作成させ、吾が根源の奉事することを記したものと考えられる。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">531年説</p>	<p>荊木美行 2014</p>	<p>①『宋書』倭国伝の通例として新王の初遣使の封冊記事が記録される原則があることから、方物を献じたことを記す昇明元年（477）の遣使の主体は、大明6年に「安東將軍倭国王」を授けられた興以外には考えられない（坂元義種氏（1979）の見解を支持）。とすれば、471年に武は即位していなかったことになり、辛亥年は531年とみる余地が出る。②武の上表文や記紀の所伝から興の在位は短かったとする見解もあるが、興は大明6年（462）の初遣使後まもなくして亡くなったとみた場合でも、武が上表文を提出する昇明2年（478）までには十数年の歳月が経過しており、不信である。済の在位年代は、『宋書』倭国伝は19年になるが、『古事記』は17年となり、『日本書紀』は42年であり、全く合わず、興の在位期間を記紀の所伝や年紀をもとに推測することはできない。③471年説の根拠に銘文を現在形に読むことがある。ただし、為政者の名を過去の年代の指標にすることや、宮の所在地を用いた天皇名によって過去を表わす例があることからすると、「ワカタケル大王の寺、シキの宮に在りし時」と、この部分を過去形として理解することもできる。過去形に読むことができれば、辛亥年をワカタケル大王の治世下におさめる必要はなく、531年に繰り下げて理解することも可能である。④稲荷山古墳出土の須恵器の年代で辛亥年を決めるのは問題である。年代判断の須恵器の資料は造出しと反対のくびれ部からの出土であり、いずれの埋葬施設に関係するかは不明であり、稲荷山古墳自体の築造年代と礫槨の年代が一致する必要はないので、この須恵器の年代で471年ときめるのは早計である。⑤礫槨出土の三鈴の鈴杏葉は、他の古墳ではMT15型式からTK10型式、あるいはさらにそれより新しい時期の須恵器に伴う遺物である。そこから礫槨の埋葬が行われた時期は、須恵器の物差しでいうとMT15型式の時期で、5世紀末ないし6世紀初頭という見方が成り立つ。それ以外の副葬品をみても、桂甲・鈴杏葉・環鈴・鏡は6世紀に下降するものが多く、礫槨の年代は6世紀前半の中葉ぐらいに位置付けることも不可能ではない（斎藤忠氏の見解を支持）。現時点では、辛亥年＝471年説が考古学的な成果に裏打ちされたものであるとはいいがたい。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他の諸説</p>	<p>宮田俊彦 1979</p>	<p>①鉄剣の作成年代は、銘文の書き出しの「辛亥年七月中記」が山の上碑の書き始めと酷似することから、孝徳天皇の白雉2年（651）まで下がる可能性がある。②銘文上のヒコ・スクネ・ワケの表音文字は、日本書紀所引の百濟記と同様の文字を採用しており、百濟記は推古朝の成立と考えられるので、辛亥年は591年（崇峻元年）にするべきではないか。③法隆寺金堂薬師仏光背銘に「大王天皇」（＝推古天皇）とあること、上宮記下巻に「法大王」・天寿国續帳銘に「我大王所告世間虚仮唯仏是真」（ともに聖徳太子のこと）とあり、雄略をワカタケル大王のように大王号で記していること自体、銘文の作成年代が下がることを示しているのではないか。④鉄剣の作成時期（雄略）はオホヒコのとおりであり、銘文の作成時期（591年）はワケのときで、それぞれ異なるのではないか。</p>
	<p>松本清張 1983</p>	<p>記念刀剣の作成した年月日は、吉祥日を選んでつけることがある。同じく稲荷山鉄剣の辛亥も実際に作成された年ではなく吉祥的なものであり、この辛亥年をもって実年代を論じることはできない。</p>